

諮問番号 令和 5 年度諮問第 2 号

答申番号 令和 5 年度答申第 2 号

答申書

第 1 審査会の結論

実施機関が行った公文書の公開請求に対する公文書非公開決定は、取り消すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯及び追加処分

- 1 審査請求人は、令和 4 年 3 月 17 日付けで、今帰仁村議会（以下「本件実施機関」という。）に対し、今帰仁村情報公開条例（平成 15 年条例第 1 号。以下「本件情報公開条例」という。）6 条 1 項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間の今帰仁村議会全員協議会で話された令和〇年〇月〇日付け「今帰仁村議会議員が村内で行っている〇〇に関する文書の配布に対する中止要請について」に関する全ての議事録の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 本件実施機関は、本件公開請求に対し、本件情報公開条例 9 条 2 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 15 日付け公文書非公開決定通知書（令和 4 年今議第 20 号）の「非公開とする公文書」欄に「〇～〇の間に行われた、議員全員協議会で話された、令和〇年〇月〇日付「今帰仁村議会議員が村内で行っている〇〇に関する文書の配布に対する中止要請について」に関する全ての議事録」と記載し、同通知書の「公文書を非公開とする理由」欄に「条例第 7 条第 2 号に該当」及び「公開請求のあった文書（全員協議会議事録）については、当該陳情を「議長のための受理」扱いとしたこと、かつ、当該陳情については全員協議会で議員に説明した後回収したこと等、一連の経緯を踏まえ条例第 7 条第 2 号の文書に該当すると判断した。」と記載して、公文書非公開決定処分（以下「本件原処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、本件原処分を不服とし、令和 4 年 6 月 15 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 本件実施機関は、本件公開請求に対し、「開示漏れ」があったとして、本件情報公開条例 9 条 1 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 6 日付け公文書一部公開決定通知書（令和 5 年今議第 252 号）の「請求のあった公文書の内容」欄に「〇～〇までの間に行われた、議員全員協議会で話された、令和〇年〇月〇日付「今帰仁村議会議員が村内で行っている〇〇に関する文書の配布に対する中止要請について」に関する全ての議事録」と記載

し、同通知書の「公開することができない部分」欄に「特定の個人が識別できる情報」と記載し、同通知書の「公開することができない理由」欄に「今帰仁村情報公開条例第7条第2号に該当」及び「特定の個人を識別できる情報があることから今帰仁村情報公開条例第7条第2号に該当すると判断しました。」と記載して、令和〇年〇月〇日に開催された今帰仁村議会全員協議会（以下「本件協議会」という。）の記録（以下、A4用紙1枚の記録本紙とA4用紙3枚の添付文書を併せて「本件記録」という。）及び「今帰仁村議会議員が村内で行っている〇〇に関する文書の配布に対する中止要請について」と題する文書（以下「本件陳情書」という。）をいずれも一部公開する公文書一部公開決定処分（以下「本件追加処分」といい、本件原処分と本件追加処分を併せて「本件処分」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 本件陳情書に関する件で〇〇は今帰仁村での平穏な生活ができなくなっているため、本件情報公開条例7条2号ただし書ウの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することから公開が適当である。
- 2 本件実施機関の本会議、全員協議会等は原則公開されており、傍聴者が既に全て知り得ている内容の全てを非公開とするのはおかしい。
本件協議会も公開で行われており、全ての人が説明者の説明を聞ける状態にあった。この説明に個人情報が含まれていても、本件情報公開条例7条2号ただし書アに該当するため、情報公開しなければならない。
- 3 本件処分により、審査請求人は、日本国憲法（昭和21年憲法）の基本的人権として保障された知る権利を侵害されている。また、本件処分は、本件情報公開条例1条及び4条や今帰仁村議会基本条例（平成30年条例第14号。以下「本件議会基本条例」という。）4条の規定に違反している。
本件実施機関は、別件審査請求事件（令和4年今総第354号）の弁明書において「当日の会議は公開されているのであるから・・・権利を侵害するとの主張はあたらない」としているが、誰もが知る権利を有している状態にある公開を行っているのであれば、そこで話されたことは全て公開すべきである。
- 4 本件追加処分を踏まえると、本件審査請求にて審査を求める対象として残っているのは、本件協議会の逐語調会議録と録音の電磁的記録である（令和5年10月12日付け今情個審第12号の通知に対する審査請求人の同月24日付け「資料及び主張書面等の提出の求めについて（回答）」）。

第4 本件実施機関の弁明等

- 1 上記第3の1項の主張は否認する。
- 2 本件実施機関の本会議、全員協議会等は原則公開されているが、本件協議会の本件陳情書に関する審議の際には傍聴者はいなかったため、傍聴者が既に全て知り得ているということはない。
- 3 陳情、要望等で、議長が必要と認めるものは、今帰仁村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号。以下「本件会議規則」という。）95条において請願書の例により処理することとされ、審査についての具体的な取扱いとは、「今帰仁村議会請願・陳情書等の取扱基準」に基づいて運用することとなっている。本件陳情書の陳情審査に関しては、全議員に対して本件陳情書を配布し、陳情者の要望を知らせた上で回収して、議長が受理するに止めている。
- 4 今帰仁村議会全員協議会規程（平成20年議会規程第1号。以下「本件全員協議会規程」という。）8条による本件協議会の要約記録である本件記録とは別に、本件協議会の一部分について逐語調で作成された議事録（以下「本件逐語調議事録」という。）が存在する。本件逐語調議事録は組織共用性のある公文書である。

全員協議会が協議又は意見調整の場であることを基本として活発で円滑な議会運営・活動を目指した場であることから、本件逐語調議事録は、今後の全員協議会における協議に支障を及ぼす恐れがあるものとして本件情報公開条例7条4号イに該当する。
- 5 以上より、本件処分に違法不当な点はないのであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。なお、調査審議に先立ち、当審査会委員運天寛樹は、今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会規則（令和5年規則第12号）2条4項に基づく当審査会の決議により、その職務の執行から忌避されている。

年月日	経過
令和5年5月26日	今帰仁村長からの諮問書の受理
令和5年6月7日	本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和5年7月20日	口頭意見陳述、本件記録の見分、本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和5年9月5日	本件実施機関からの説明聴取、本件陳情書及び本件逐語調議事録の見分並びに審議
令和5年10月23日	今帰仁村長による諮問の取下げ及び本件実施

	機関からの諮問書の受理
令和 5 年 10 月 27 日	本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和 5 年 11 月 13 日	審議
令和 5 年 11 月 30 日	本件協議会の録音の電磁的記録の見分、本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和 5 年 12 月 26 日	審議

第 6 審査会の判断

1 理由

(1) 答申の対象

本件においては、本件原処分に対する本件審査請求がなされた後に本件追加処分が行われていることから、当審査会は、本件追加処分によって公開されなかった公文書の存否、公開の要否等について判断することとする。

(2) 関係法令等の定め

本件に関係する本件情報公開条例、本件議会基本条例、本件会議規則及び本件全員協議会規程の定めは、別紙「関係法令等の定め」のとおりであります。別紙で定義した略称は、本件会議規則 10 条 4 項のものを除き、以下の本文中においても用いるものとする。

(3) 認定事実

ア 本件公開請求の対象となる全員協議会とその録音

本件公開請求に係る本件陳情書に関する協議は、令和 3 年 3 月 8 日午前 9 時頃から午前 9 時 45 分頃までの間に本会議場にて開催された本件協議会にて行われている。

本件全員協議会規程 8 条に基づく記録を作成するため、本件協議会の議事内容は、実施機関の事務局（以下「議会事務局」という。）の職員によって開会から閉会まで記録媒体に録音され、当該録音の電磁的記録は、議会事務局の職員が使用しているパソコン内に複製されている。

イ 逐語調議事録の作成

議長は、本件全員協議会規程 8 条に基づき、議会事務局の職員に今帰仁村議会全員協議会の会議の概要等を記載した記録を作成させるところ、通常は、当該記録が同協議会の唯一の文書による記録となる。

しかし、本件協議会については、例外的に、本件記録とは別に本件逐語調議事録が令和 5 年 6 月頃に作成されている。

(4) 文書の存否

ア 逐語調議事録

本件実施機関は、議会事務局の職員が本件逐語調議事録を取得・保有していることを認めている。

イ 録音の電磁的記録

当審査会が、議会事務局の職員が使用しているパソコン内に複製された本件協議会の録音の電磁的記録（以下「本件音声データ」という。）を見分したところ、本件協議会の開会から閉会までの間の録音の電磁的記録（録音時間 43 分 40 秒）が存在するものと認められる。

（５）文書の特定

本件実施機関は、本件公開請求に対し、本件記録を対象文書として特定して本件追加処分を行ったものと認められる。

しかし、本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求する公文書の内容」欄には本件陳情書に関する「全ての議事録」と記載され、審査請求人が当審査会に対して本件協議会の逐語調議事録と録音の電磁的記録が本件審査請求において審査を求める対象であると説明していることから、本件逐語調議事録及び本件録音データも公開請求の対象として検討する必要がある。

（６）公文書該当性

ア 逐語調議事録

本件実施機関は、本件逐語調議事録の公文書該当性を争わない。

イ 録音の電磁的記録

本件音声データは、議会事務局の職員が本件記録を作成する基になるものとして本件協議会の議事内容を録音・複製して作成した電磁的記録であって、議会事務局の職員が使用しているパソコン内に保存されている。

したがって、本件音声データは、「実施機関の職員が職務上作成し」た「磁気テープその他これに類するもの」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているもの」という本件情報公開条例 2 条 2 号の要件に該当することから、公文書であるものと認められる。

（７）非公開情報該当性

ア 本件情報公開条例 7 条 1 号該当性

本件逐語調議事録及び本件音声データは、本件情報公開条例 7 条 1 号の定める「法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報」には該当しないものと認められる。

イ 本件情報公開条例 7 条 4 号該当性

本件逐語調議事録及び本件音声データは、議決機関である本件実施

機関に関する情報であることから、本件情報公開条例7条4号柱書きの定める「行政の執行に関する情報」には該当しないものと認められる。

なお、川崎市教育委員会の会議の音声データに同市情報公開条例上の不開示情報が記録されていると判示する東京高等裁判所令和元年（ネ）第4800号同2年6月24日判決は、本件とは事案を異にしている。

ウ 本件情報公開条例7条2号及び3号該当性

（ア）2号及び3号に該当しない情報

当審査会が本件逐語調議事録を見分したところ、本件逐語調議事録には本件情報公開条例7条2号の定める「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」及び同条3号の定める「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの」のいずれにも該当しない情報が記録されている部分があるものと認められる。

また、本件音声データは本件記録及び本件逐語調議事録の基となった録音の電磁的記録であり、当審査会が本件音声データを見分したところ、本件音声データには同条2号及び3号のいずれにも該当しない情報が記録されている部分があるものと認められる。

（イ）2号柱書に該当する情報

当審査会が本件逐語調議事録を見分したところ、本件逐語調議事録には個人の氏名等が記載されていて本件情報公開条例7条2号柱書に該当する情報が記録されている部分があるものと認められる。また、当審査会が本件音声データを見分したところ、本件音声データにも、本件逐語調議事録と同様に同条2号柱書に該当する情報が記録されている部分があるものと認められる。

審査請求人は、本件原処分に対し、本件協議会の議事録に特定の個人を識別できる同条2号柱書に該当する情報が記録されているとしても、同条2号ただし書ア及びウの各除外事由に該当することから同条の非公開情報に該当しない旨を主張し、本件実施機関は少な

くとも同条2号ただし書ウの除外事由該当性を否認している。

しかし、これらは専ら本件記録に関してなされた主張であって、本件逐語調議事録及び本件音声データに記録された同条2号柱書に該当する情報の同条2号ただし書アないしオの各除外事由該当性に関する審査請求人の主張及び実施機関の弁明は実質的に行われていないこと等から、当該情報が同条2号ただし書アないしオの各除外事由に該当することが明らかであるとはいえない。

エ 小括

したがって、本件逐語調議事録及び本件音声データには、本件情報公開条例7条各号の定める非公開情報に該当しない情報が記録されている部分がある。

2 結論

以上のことから、本件逐語調議事録及び本件音声データの全部を公開しなかった本件処分は、取り消すべきである。

本件逐語調議事録及び本件音声データに記録されている本件情報公開条例7条2号柱書に該当する情報の同条2号ただし書アないしオの各除外事由該当性、同条2号又は3号のいずれかに該当する情報が記録されている他の部分の有無、同条2号又は3号に該当する情報が記録されている部分を分離することによる同条例8条に基づく部分公開の可否等の検討等を速やかに行うべきであると判断した。

3 付言

本件実施機関は、本件情報公開条例16条1項の規定に基づく諮問を自ら行わなければいけないことを理解しておらず、本件審査請求の受付から本件実施機関による諮問までに1年4か月以上の期間が経過している。本件実施機関は、審査請求事件の手続を理解し、かつ、手続の大幅な迅速化を図る必要がある。

今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会
会長 南部 篤 史
委員 仲宗根 朝 洋

(別紙)

関係法令等の定め

1 本件情報公開条例

(1) 1条(目的)

この条例は、日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し、村の保有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、村政に関する情報の積極的な公開を図り、もって村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにするとともに、村政に対する村民の参加を促し、地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な村政の推進に資することを目的とする。

(2) 2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号 略

2号 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、磁気テープその他これに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているものをいう。

(3) 4条(実施機関の責務)

1項 実施機関は、村民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2項 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

3項 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。

(4) 6条(公開請求の手続)

1項 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

1号ないし3号 略

2項 略

(5) 7条(非公開とすることができる公文書)

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」

という。)が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。

1号 法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 公にすることを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 法令による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることが公益上特に必要と認められるもの

オ 当該個人が公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分

3号 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アないしウ 略

4号 行政の執行に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 略

イ 村の機関内部若しくは機関相互間又は村と国等との間における審議、検討、調査研究等の意思形成過程において作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ウないしオ 略

(6) 8条(部分公開)

- 1項 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めるときは、この限りでない。
- 2項 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれのないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(7) 9条(公開請求に対する決定等)

- 1項 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2項 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該部分を公開しないことと決定した公文書が期間の経過により、非公開情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(8) 16条(審査会への諮問等)

- 1項 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、今婦仁村情報公開及び個人情報保護審査会条例(令和5年条例第6号)第2条に規定する情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

1号及び2号 略

2 本件議会基本条例

(1) 4条(村民参加及び村民との連携)

- 1項 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2項 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会

(以下「委員会」という。)及び全員協議会を原則公開する。

3 項 議会は、村民、村民団体、特定非営利活動を行う団体等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提言の拡大を図るよう努めるものとする。

4 項 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

5 項 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に村民に対する議会の報告の場を少なくとも年1回開催することを努めるようにし、議会の説明責任を果たすとともに、村民の意見を聴き、議会活動の活性化を図るものとする。

3 本件会議規則

(1) 10 条 (休会)

1 項ないし 3 項 略

4 項 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 114 条第 1 項の規程による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

2 項 略

(2) 95 条 (陳情書の処理)

陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(3) 128 条 (全員協議会)

1 項 法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 項及び 3 項 略

4 本件全員協議会規程

(1) 8 条 (記録)

議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

以上